

◆訪問介護ステーション かなれ 職位・職責・職務内容◆

職位	職責・職務内容 ①
管理者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。</li><li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li><li>3 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</li><li>4 上記管理を遂行するため、法令遵守責任者へ報告等行い指示を受けます。</li></ol>
サービス提供責任者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 指定(介護予防)訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。</li><li>2 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。</li><li>3 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者と連携を図ります。</li><li>4 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。</li><li>5 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。</li><li>6 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。</li><li>7 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。</li><li>8 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。</li><li>9 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成します。</li><li>10 訪問介護(介護予防)計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。</li><li>11 訪問介護計画(介護予防)の内容について、利用者の同意を得たときは、訪問介護計画書(介護予防)を利用者に交付します</li><li>12 訪問介護計画(介護予防)に基づくサービスの提供の開始時から、当該訪問介護計画(介護予防)に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問介護計画(介護予防)の実施状況の把握(「モニタリング」という。)を行います。</li><li>13 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護計画(介護予防)の変更を行います。</li></ol>
訪問介護員 Ⅱ ・ Ⅰ	<ol style="list-style-type: none"><li>1 訪問介護計画(介護予防)に基づき、指定訪問介護(介護予防)のサービスを提供します。</li><li>2 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</li><li>3 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。</li><li>4 訪問介護計画(介護予防)に基づくサービスの提供の開始時から、当該訪問介護計画(介護予防)に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問介護計画(介護予防)の実施状況の把握(「モニタリング」という。)を行います。</li><li>5 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護計画(介護予防)の変更を行います</li><li>6 サービス提供責任者等が行う研修、技術指導等を受けます。</li></ol>

## 介護職員処遇改善加算にかかるキャリアパス要件基準

## (キャリアパス要件 I)

職位		職責・職務内容②	任用要件
管理者	(上級)職員	就業規則及び介護保険法等を遵守徹底するため事業所内指導教育を行う。	社会人経験 15 年以上
サービス提供責任者	(上級)介護職員 介護福祉士	中級・初級介護職員を指導する。 困難事例へ対応する	・介護職員としてサービス提供時間が 900 時間以上
訪問介護員Ⅱ	(中級)介護職員	専門性をもってサービス提供ができる。	・介護職員としてサービス提供時間が 500 時間以上
訪問介護員Ⅰ	(初級)介護職員	上級ヘルパーの指導のもとサービス提供ができる。	介護職員初任者研修修了
賃金評価 (職員給与規程に準じ各手当を支給する。)			
◆管理者	役職手当	基本支給額	50,000 円
◆サービス提供責任者	役職手当	基本支給額	30,000 円
◆訪問介護員Ⅱ	職務手当	基本支給額	10,000 円
◆訪問介護員Ⅰ	職務手当	基本支給額	5,000 円
但し、サービス提供時間数並びに勤務態度等に応じて手当を基本支給額以上の評価する場合がある。			

訪問介護ステーション かなれ